

国民年金の保険料は課税所得額から控除されます

国民年金の保険料は、社会保険料控除として、全額が課税対象から控除されることになっています。控除の対象となるのは、平成七年一月から十二月までの一年間に納めたすべての保険料です。本人の保険料だけでなく家族の保険料も含まれますし、免除期間の追納保険料や、今年、納めたものであれば過去の未納保険料なども対象になります。

国民年金の保険料は納めましたか

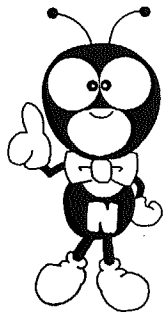
国民年金の保険料の納め忘れはありませんか。うっかり納め忘れていて、そのままになっていた保険料はないかももう一度調べてください。保険料を納め忘れていて、万一、病気や事故にあっても障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなり、また将来、老齢基礎年金まで受けられなくなることもあります。たとえ、受けられるとしても、保険料の納め忘れによる未納期間が生じるため年金額が少なくなります。保険料の納め忘れをなくしたり納める手間を省くために銀行などの金融機関の預金口座から自動的に保険料が引かれる口座振替制度もあります。保険料は納付期限までに忘れずに納めることが大切です。

は～い年金です!! Q&A

Q 現在保険料を納付していますが、将来より高額な年金を受けたいと思っています。何か良い方法はないでしょうか。

A 国民年金基金の加入をお奨めします。国民年金は、老後生活の基礎的な部分の確実な保障を行うという考えに基づいて年金額の水準が決まっています。そこで、自営業の人などで、より高額な年金を受けたいと希望する人のために、国民年金基金制度が設けられています。この制度は、老齢基礎年金に上乘せし、国民年金独自の二階建部分の給付を行うことを目的としており、第1号被保険者だけが加入の対象となっています。

居住する都道府県毎に設立されているのを地域型国民年金基金と、職業毎に設立されている職能型国民年金基金があります。掛金は月額68,000円の範囲内で自由に選べます。特典としては掛金が全額社会保険料控除となり、所得税、住民税が減額されますので生命保険会社の個人年金等よりお得です。また、基金の年金を受けるときは、老齢基礎年金と同様に公的年金等控除が適用されることになっています。



Q 私は自営業を営む国民年金の第1号被保険者です。第1号被保険者の場合、ほかの被保険者にはない独自給付が受けられると聞きました。どのようなものなのでしょう？

A 国民年金の第1号被保険者の方を対象に国民年金の独自給付として、「付加年金」「寡婦年金」「死亡一時金」があります。

◎付加年金
付加年金は、定額の保険料に月額400円の付加保険料を納めると老齢基礎年金の受給権を得たときに、老齢基礎年金に加算して支給されます。

〈年金額〉
200円×付加保険料を納めた月数
◎寡婦年金
夫が亡くなったとき、次の条件を満たす妻に六十歳から六十五歳になるまでの間、支給されます。

〈受給条件〉
・婚姻関係が十年以上。
・夫によって生計が維持されていた。
・夫が障害年金、老齢基礎年金を受けたことがない。
・夫の第1号被保険者としての納付済期間・免除期間が原則として二十五年以上ある。

〈年金額〉
夫が受けられたであろう老齢基礎年金額の四分の三相当。

◎死亡一時金
第1号被保険者としての保険料納付済期間が三年以上ある人が、何の年金も受けずに死亡した場合、その遺族に支給されます。(遺族が遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません)

保険料をおさめた期間	3年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
金額	120,000円	145,000円	170,000円	220,000円	270,000円	320,000円

役場住民福祉課年金係(☎377-3101)

家族みんなで考えよう — 交通安全は家庭から —

いま、第2次交通戦争といわれ、年間1万人以上の方が交通事故で亡くなっています。交通事故をなくすためには、まず家族みんなで交通安全について話し合うことが大切です。家族だんらんするとき、車に乗っているとき、道を歩いているときなど、さまざまな機会に家族一人一人がそれぞれの立場で交通安全を考え、話し合ってみてはいかがでしょうか。
★話し合いのポイント★ ●なぜ、交通事故が起きるのか ●どのような場所が危険なのか ●どうすれば交通事故を防げるのか
お父さんやお母さんが指導して、具体的に家族に問いかける形で話し合ってみてください。いままで気づけなかったことが、いくつも発見できると思います。それが、交通事故を防ぐことにつながります。交通安全は家庭での話し合いから始まるのです。

社交ダンス 木曜会

新年を迎えて基本のステップから始める事になりました。今年一年でテンダンス(ラテン5種目モダン5種目)を浅く広くレッスンいたします。上達の度合を見て中級から上級へと進みます。老若男女は問いません。特に初心者を中心にを行います。年末には研修パーティーを計画しております。是非見学に来て下さい。▶日時 毎週木曜日午後7時30～9時30分 ▶会費 1500円、入会金1000円 ▶連絡先 377-3161 戸沢まで

確定申告書の記載説明会

巻税務署では、次のように確定申告書の記載方法についての説明会を行います。
○日時 平成8年2月7日(木)午後1時30分から
○場所 黒埼町農村環境改善センター 多目的ホール

○対象となる方
給与所得者で医療費控除を受けられる方及び雑所得(年金所得)のみの方

- 御持参いただくもの
- ボールペン・計算機(電卓・そろばんなど)
 - 平成7年分の源泉徴収票(原本)
 - 医療費の支払領収書(平成7年中に支払ったものに限る。)
 - 国民健康保険や国民年金などの支払額がわかるもの(同上)
 - 生命保険や火災保険の支払証明書
 - 印鑑(当日の説明によって、すべての記載ができた方は必要となります。)

- ※御注意
- 当日の説明で一部しか記載できなかった方や、雑損控除・住宅取得特別控除を受けられる方は、後日税理士・税務署・市役所(役場)などに相談してください。
 - 税務署から申告書・説明書などが送付されている方はそれらを持参してください。送付されていない方は会場に用意してありますので利用してください。
- ☎黒埼町役場税務課(☎377-3101)

民生児童委員地区担当割名簿

住所	氏名	電話	担当地区
金巻826-3	五十嵐チエ子	377-2635	金巻、興野一、興野二
金巻1049-2	武石佐武郎	377-5652	興野三、興野四
大野2962	石川平吉	377-2032	新町
大野929-1	小林蓉子	377-2655	中学通り
大野3025-19	丸山幸	377-6577	諏訪町
大野2888-2	浅妻敬次郎	377-2031	二之丁、五区
大野3263	青木正子	377-2871	仲野、栄町
大野3687	曾田チイ子	377-2968	七区、八区
大野3629-1	前田房子	377-2109	新田町
鳥原640-14	川崎多栄子	377-2323	鳥原新地、川原
鳥原2546-5	小林ミヨ	377-5143	鳥原本村第1、第2
鳥原2245-1	塚田留治	377-2836	蓮方、大明
立仏98	小林義雄	378-7209	立仏1、焼餅団地
立仏1526-1	遠藤みよ	377-5112	立仏2、立仏3
鳥原662	鈴木貞吉	377-2289	柳作一、柳作二
寺地225-37	高橋繁	267-8142	寺地本村、西団地
山田2305-289	大橋三三男	265-2994	南団地、下山田
寺地522-19	大槻チヨ	267-4773	寺地中、下山
寺地622-21	筑波龍子	265-4984	寺地団地
善久938-3	阿部繁子	379-2488	善久東、善久中の一部
善久525-34	横木義男	377-2661	善久中の一部、善久西
山田2648	石沢清子	377-3743	山田第一、第二
山田2854-3	三輪節	377-3911	山田第三、第四
鳥原新田550	宗村秀子	377-3839	小平方、鳥原新田
板井432	岡田一郎	377-3313	板井一、二
板井485	種村末次郎	377-4256	板井三、四
木場2440	山際要太郎	377-3348	木場川前、上組
木場2357	豊田徳一	377-4271	木場下組
木場1866	藤本彦衛	377-4268	木場八割
木場2207	五十嵐昭三	377-3377	木場新田
黒鳥4922	田沢昌平	377-3408	黒鳥一、二、三
黒鳥4976	保莉直	377-3390	黒鳥四、五
北場29	長谷川義雄	377-2818	緒立、北場
善久97	瀧真琴	377-3096	全町
大明2568-5	荻野久仁子	379-2208	全町

※平成七年十二月に異動がありましたのでお知らせいたします。 合計二十五名

告知板

初心者募集中
水墨画五陽会では生徒を募集しています。毎月第2、4日曜日午後1～4時30分まで黒埼町公民館家庭室で活動しています。興味のある方は、気軽においでください。▼連絡先 竹内竹市 ☎379-2288 (午後8時以降)

'96にいがた冬・食の陣開催
(当日)2月3、4日:古町、本町、万代シテイ、新潟ふるさと村の4か所で「環日本海鍋」を用意。他にイベント満載。(週間座)2月1日:27日:料亭、すし店、中華料理店など参加店が特別メニューを用意。また、洋食店で「濃の洋食めぐり」、バーテンドー協会加盟20店で「オリジナルカクテル雪椿」が楽しめます。(月間座)3月30日まで:「日本海の味三昧・ふるまちな料亭プラン」で冬の日本海の幸を堪能してもらう宿泊プラン。(食の陣フェスタ)2月1日、7、9日:新潟市民プラザで「食と観光シンポジウム」と「米の博覧会」開催。☎実行委員会事務局(☎222-6667)

県立青少年研修センター
「陶芸教室」25日、3月10日の日曜日午前9時30分～11時30分同センター文化工芸棟陶芸に関心のある、3回とも参加できる人40人(申込順)▼経費 3回で3000円(教材費。昼食が必要な方は各回500円用意します)▼携行品 エプロン、筆(書道用中・小)、タオル、内ばき等申込書または電話で2月9日(金)までに同センター(〒953 西蒲原郡巻町越前浜向谷地5597-1、☎0256-77-2111、FAX77-2114)

中ノ口沿線美術展 作品募集
▼主催 中ノ口いにしえ美術展実行委員会 ▼後援 黒埼、味方、潟東、月潟、中ノ口の各教育委員会 ☎中ノ口沿線地区(黒埼・味方・月潟・中ノ口・潟東)の住民のかた ▼作品 中ノ口沿線町の歴史や文化、くらしをテーマとし、未発表のもの。出品点数は各部門1人1点とします。○日本画、洋画(版画) : 上限30号。○写真: 白黒・カラーとも73cm×103cm以内のパネル表装 ※作品の中から

小学生の保護者の勉強室
「子供が中」小学生になるころ。小学生6年生ももうすぐ中学生です。このころの子供の心理や親の接し方について、お話を聞きます。☎2月23日(金)午前10時～11時30分 ☎小学校6年生の保護者▼講師 藤本孝則先生(ふれあい教育センター)▼定員 40人 ☎黒埼地区公民館(☎232-0077)

親が子につたえ
体験学習団佐潟の野鳥を観察します。☎2月10日(土)1泊2日 ☎県立青少年研修センター ☎児童生徒の保護者、生徒、成人等 ☎2月5日まで ※参加費 3000円。詳細は同センター(☎0256-77-2111)まで問い合わせください。